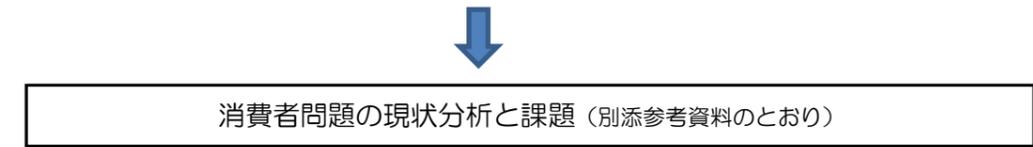
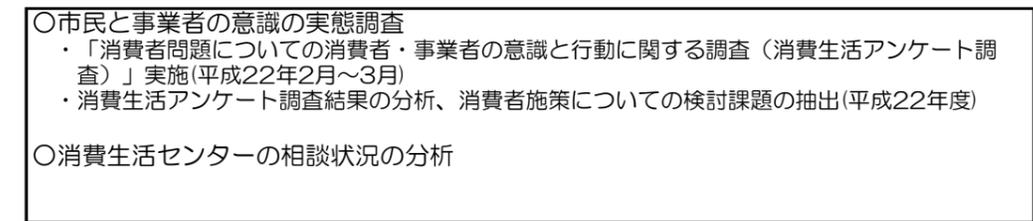
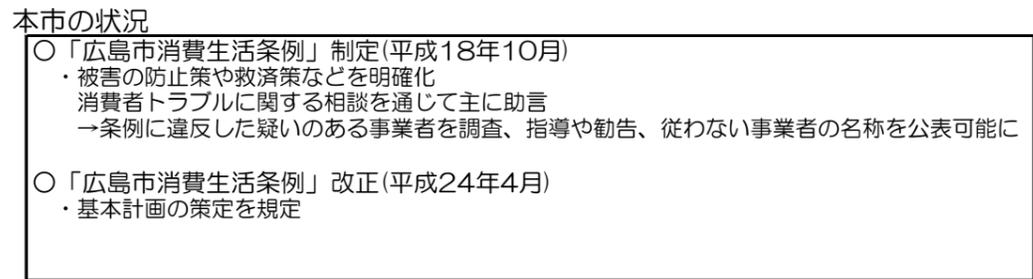
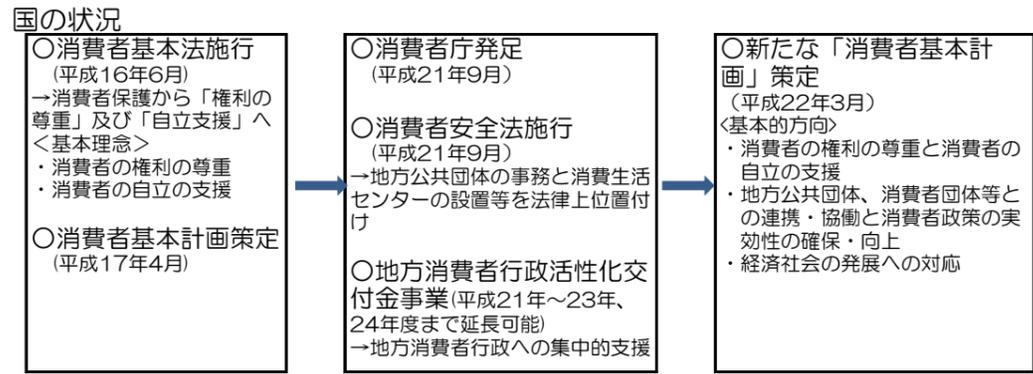


（消費者を取り巻く社会経済情勢の変化）

- ・国際貿易の拡大と経済のグローバル化の進展
- ・情報技術の飛躍的な発展とコンピュータの普及などによるネットワーク上での電子商取引の増大
- ・少子高齢化、女性の社会進出など、社会構造変化に対応した新たなサービス需要の高まり
- ・消費者ニーズの多様化
- ・高齢者を狙った悪質商法の増加
- ・多重債務問題
- ・商品やサービスの安全に関する事故や偽装表示などの不祥事の多発 など



広島市消費生活条例

条例の目的
市民の消費生活の安定及び向上の確保

条例の基本理念
市民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次のことが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者の自立を支援することを基本として消費者施策を推進する。

消費者の権利の尊重、消費者の自立の支援

<6つの消費者の権利>

1 消費者の安全が確保される権利
〔 危害の防止 〕

商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利
〔 表示等の適正化
不当な取引行為の防止
物価の安定 〕

3 消費者に対し必要な情報が提供される権利

4 消費者に対し教育の機会が提供される権利
〔 啓発活動及び教育の推進
消費者団体の自主的な活動の促進 〕

5 消費者の意見が消費者施策に反映される権利
〔 消費者の意見の反映等 〕

6 消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済される権利
〔 消費者の被害の救済 〕

（ ）内…条例の体系

消費者の自立の支援に関する配慮事項
1. 事業者による適正な事業活動の確保
2. 消費者の年齢その他の特性に配慮

消費者施策の推進に関する配慮事項
1. 高度情報通信社会の進展に的確に対応
2. 国際化の進展に的確に対応
3. 環境の保全に配慮

広島市消費生活基本計画（仮称）の概要（案）

計画の目的
消費者の権利の尊重や消費者の自立の支援、消費者被害の救済に向けた取組の充実などにより、消費生活の安定と向上を図る。

計画期間
平成25年度（2013年度）から平成29年度（2017年度）までの5年間

施策体系

計画の基本的な方向

1 消費生活の安全・安心の確保
〔 課題1-4(1)、2-4、2-5、3-1、4-1(1) 〕

2 消費者力の向上
〔 課題1-2、1-3、1-4(2)、1-6、2-1、3-2、4-1(2)、4-2(1)、(2) 〕

3 消費者の被害の救済
〔 課題1-1、1-5、2-2、2-3、3-2 〕

（ ）内…別添「消費者問題の現状分析と課題」の現状分析による課題番号

重点項目

1 危害の防止
〔 (1)食品の安全性の確保
(2)商品・サービスの安全性の確保
(3)住まいの安全性の確保 等 〕

2 適正に商品・サービスを選ぶことのできる取引環境の確保
〔 (1)表示・規格・計量の適正化の推進
(2)生活関連物資の安定供給 等 〕

3 悪質事業者への指導
〔 (1)事業者指導の強化
(2)事業者を対象とした啓発の推進 等 〕

1 消費者啓発・教育の推進
〔 (1)消費生活に関する情報提供の推進
(2)消費者の年齢その他の特性に配慮した消費者啓発・教育の推進
(3)高齢者の見守りネットワークの構築 等 〕

2 消費者団体等の活動の促進
〔 (1)消費者団体等の育成・指導 等 〕

1 消費者の意見の反映
〔 (1)消費者の意見・要望等の把握
(2)事業者への情報提供 等 〕

2 消費生活相談体制の充実
〔 (1)相談内容に応じた相談機関の連携の強化
(2)消費生活相談員の研修体制の充実
(3)少額被害の救済 等 〕

3 多重債務相談対策
〔 (1)多重債務者への相談窓口の周知
(2)他の相談機関等との連携の強化 等 〕

計画の推進
○推進体制の整備
・庁内の関係課長で構成する消費者行政ネットワーク会議における計画の総合的な調整や推進